

823 諸試験規程改正

〔「法学新報」第34卷11(394)号 大正13年11月8日〕

○諸試験規程改正

△専門学校入学者検定規程(文部省令 第二十二号)

第一条 専(門)予学校ノ本科ニ入学セントスル者ニシテ中学(校・脱)若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校ヲ卒業セサル者ハ本令ニ依リ学力ノ検定ヲ受クヘシ

第二条 検定ヲ分チテ試験検定及無試験検定トス

第三条 試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

試験検定ノ出願期限、試験施行ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四条 試験検定ノ学科目及其ノ程度ハ中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校ノ各学科目及其ノ卒業程度トス但シ中学校若ハ高等女学校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル学科目ハ之ヲ省ク

第五条 試験検定ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一号書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方庁ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歴書(第二号書式)

二 戸籍抄本

三 写真（手札形トシ出願前三月以内ニ脱帽ニテ撮影シタ

ルモノニシテ裏面ニ撮影年月日本籍氏名ヲ記載スヘシ）

四 第七条第二項ニ依ル証明書ノ写又ハ大正七年文部省令

第三号第六条第二項ニ依ル証明書ノ写

五 第八条ノ資格ヲ証明スル書面

第六条 試験検定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金七円ヲ

納付スヘシ

第七条 試験検定ニ合格シタル者ニハ合格証書（第三号書

式）ヲ交付ス

試験検定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験学科目

中合格ヲ得タルモノアルトキハ其ノ証明書（第四号書式）

ヲ交付ス

前項ノ証明書ヲ有スル者ニシテ試験検定ヲ出願シタルトキ

ハ当該学科目ノ試験ヲ免除ス

前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三号第六条第二項ニ依ル

証明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八条 試験検定ノ学科目中一科目又ハ数科目ニ就キ中学校

若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ学

力ヲ有スルモノト認ムル者ニ対シテハ当該学科目ノ試験ヲ

免除ス

第九条 合格証書ヲ有スル者其ノ氏名本籍ヲ変更シ又ハ合格

証書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願ス

ルコトヲ得

前項ニ依リ合格証書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数

料トシテ金一円ヲ納付スヘシ

第十条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試

験ヲ停止ス試験後發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格証

書又ハ証明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第十一条 無試験検定ハ当該専門学校ニ於テ入学ノ際之ヲ行

フ

無試験検定ヲ受ケルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ専門学

校入学ニ関シ中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校卒業者

ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル

前項ノ指定ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二条 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ収入印紙ヲ用キ之

ヲ願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アル

モ之ヲ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ専門学校入学者試験検定施行ニ関スル手續

ヲ開始シタルモノニ在リテハ当該試験検定ニ関シ仍従前ノ規

程ニ依ル

△大正七年文部省令第三号ノ改正（文部省令第二十三号）

第一条 第一条ヲ左ノ如ク改メ第二号中「第八条第一号」ヲ

削ル

一 専門学校入学者検定規定ニヨリ試験検定ニ合格シタル

者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ国語、漢文、歴史、

地理、数学、物理及化学ノ七科目ニ付試験検定ニ合格シ若

ハ試験ヲ免除セラレタル者

第三条 高等試験令第七条ノ試験ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

試験ノ出願期限、試験施行ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四条 試験ヲ受ケントスル者ハ受験願書（第一号書式）ニ

左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方庁ヲ經由シ文部大臣ニ出願ス

ヘシ

一 履歴書（第二号書式）

二 戸籍抄本

三 写真（手札形トシ出願前三月以内ニ脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、本籍氏名ヲ記載スヘシ）

四 第六条第二項ニ依ル証明書ノ写、専門学校ノ入学者檢定規程第七条第二項ニ依ル証明書ノ写又ハ同規程第八条ノ資格ヲ証明スル書面

第五条 試験ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金五円ヲ納付スヘシ

第六条 試験ニ合格シタル者ニハ合格証書（第三号書式）ヲ交付ス

試験ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験学科目中合格ヲ得タルモノアルトキハ其ノ証明書（第四号書式）ヲ交付ス

前項ノ証明書ヲ有スル者ニシテ試験ヲ出願シタルトキハ當

該学科目ノ試験ヲ免除ス

専門学校入学者檢定規程第七条第二項又ハ第八条ニ依リ試験ヲ免除セラルル者ニ付亦同シ

第七条 合格証書ヲ有スル者其ノ氏名、本籍ヲ変更シ又ハ合格証書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ合格証書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金一円ヲ納付スヘシ

第八条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止ス試験後發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格証書又ハ証明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第九条 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ収入印紙ヲ用弁之ヲ願書ニ貼付スヘシ

其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正七年二月二十八日文部省令第三号高等試験令第七条第八條ニ関スル件抄録

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ高等試験令第七条ニ依リ普通教育ニ関シ中学校卒業若ト同等以上ノ學歷ヲ有スル者トス

一 専門学校入学者檢定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校

入学ニ関スル試験檢定ニ合格シタル者

二 専門学校入学者検定期程第八号第一号ニ依リ一般ノ專

門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

第三条 高等試験令第七条ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立
及公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ

前項ノ中学校及試験ノ期日ハ文部大臣予メ官報ヲ以テ之ヲ
告示ス

第四条 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験願書(甲号書式)ニ履

歴書(乙号書式)及写真(手札形トシ出願前三箇月以内ニ

脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、族箱^(箱)

氏名ヲ記載スヘシ)ヲ添ヘ毎年二月一日ヨリ三月十五日マ

テノ間ニ試験ヲ受ケムトスル中学校ニ差出スヘシ

第五条 試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五円ヲ納付ス

ヘシ

前項ノ手数料ハ収入印紙ヲ用井之ヲ試験願書ニ貼付スヘシ

其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

第六条 学校長ハ試験ニ合格シタル者ニ合格証書(丙号書

式)ヲ付与スヘシ

第七条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試

験ヲ停止ス試験合格決定後発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無

効トス

第八条 試験ヲ了リタルトキハ学校長ハ其顛末ヲ文部大臣ニ

報告スヘシ

△文部省告示第三百七十四号

専門学校入学者検定期程第八号ニ依リ左記ノ通学科目ノ試験

ヲ免除ス

資格

高等試験令第七条ノ試験合格者 国語、漢文、歴史、地理、

数学、物理、化学

中学校第四学年修了者及高等学

校高等科入学資格試験合格者

教員免除令ニ依リ授与セラレタ

ル教員免許状所有者

男子ニシテ小学校本科正教員免

状所有者

小学校専科正教員免許状所有者

英語ヲ除クノ外ノ学科目
免許状ニ記載シタル学科
目

△文部省告示第三百七十五号

専門学校入学者検定期程ニ依リ左記ノ者ヲ専門学校入学ニ関

シ中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ

学力ヲ有スルモノト指定ス

一 小学校本科正教員免許状所有者

但シ男子ニ在リテハ英語ニ付小学校本科正教員試験検定ニ

合格シタル者又ハ英語ニ付小学校専科正教員免許状ヲ有ス

ル者ニ限ル

△文部省告示第三百七十六号

大正八年文部省告示第百号中第一号ヲ左ノ如ク改ム

一 官立公立ノ中学校

〔参照〕

大正八年四月十日文部省告示第百号

高等学校高等科入学資格試験規程第二条ニ依リ高等学校高等科入学資格試験ヲ行フ中学校左ノ通定ム

一 専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ヲ行フコトヲ得ル中学校